

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第2期)

平成19年3月30日
厚生労働大臣決定
平成19年9月28日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

目 次

	頁
第1 基本的な考え方	1
第2 計画期間	2
第3 政策評価の実施に関する方針	2
1 基本的な考え方	
2 政策評価の実施方式	
3 内閣の基本方針との連携	
第4 政策評価の観点に関する事項	3
1 政策評価の観点	
2 各評価方式における観定の適用の基本的な考え方	
第5 政策効果の把握に関する事項	4
1 政策効果の把握方法	
2 政策効果の把握に当たっての留意点	
第6 事前評価の実施に関する事項	5
1 事前評価の対象とする政策	
2 事前評価の方法	
3 事前評価の実施	
4 事前評価の評価結果の検証	
第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政 策その他事後評価の実施に関する事項	7
1 事後評価の対象とする政策	
2 事後評価の方法	
3 事後評価の実施	
4 社会保険庁の実績評価	

第8	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	-----	10
1	基本的な考え方		
2	政策評価に関する有識者会議		
第9	政策評価の結果の政策への反映に関する事項	-----	10
1	評価結果の反映		
2	反映状況の報告及び公表		
第10	インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項	-----	11
1	公表内容・方法		
2	国民の意見・要望の受付		
第11	政策評価の実施体制に関する事項	-----	11
1	政策評価の担当組織		
2	政策評価の実施に関する関係課長会議		
3	政策評価に関する有識者会議(再掲)		
第12	その他政策評価の実施に関し必要な事項	-----	12
1	政策評価の継続的改善		
2	職員の人材の確保及び資質の向上		
3	地方公共団体等との連携・協力		
4	本計画の改正		
5	実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領		
別紙1	政策体系(基本目標及び施策目標)		
別紙2	政策評価担当窓口		

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

第1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

このような厚生労働省の使命に基づく政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の質の一層の向上を図り、社会経済のさらなる発展に寄与していくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

- ① 行政の透明性及び行政に対する国民の信頼性を確保するため、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること。
- ② 行政活動の範囲について、行政が関与する必要性がある分野に重点化を図り、行政サービス等を必要最小限の費用で国民へ提供するため、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- ③ 国民生活の質の向上や社会経済の発展等国民的視点に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換を図ること。
- ④ 厚生労働省の使命に照らし、省内の各部局等が一層連携し、総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日、平成19年3月30日一部変更。以下「政策評価基本方針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、新たな政策（予算、組織・定員要求を含む）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策評価の実施方式

政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式を適切に選択して実施するものとする。

なお、評価に当たっては、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などについて適切に判断して行うものとする。

（1）実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

（2）総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

（3）事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、その目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、当該事業又は施策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直

しを目的とする。

3 内閣の基本方針との連携

評価の実施に当たっては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下「骨太方針」という。）等の内閣の基本方針を踏まえて実施するものとする。

第4 政策評価の観点に関する事項

1 政策評価の観点

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

（1）「必要性」の観点

イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

（2）「効率性」の観点

イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

（3）「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

（4）「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

（5）「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

2 各評価方式における観点の適用の基本的な考え方

(1) 実績評価方式

実績評価は、現に実施している施策について、予め設定した指標の測定結果をもとに目標の達成度合いについて分析することを目的とすることから、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする政策の特性等に応じて必要性、公平性、優先性等の観点から評価を行う。

(2) 総合評価方式

総合評価は、特定の政策について、その効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とすることから、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性等の観点を適宜選択することにより評価を行う。

(3) 事業評価方式

事業評価は、個々の具体的な事業や施策の採択あるいはその継続の可否や見直しに関する検討を目的として評価を実施することから、必要性、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする事業や施策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点から評価を行う。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めるものとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の対象とする政策

(1) 法第9条に規定する政策

イ 個々の研究開発（注1）

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ロ 個々の公共的な建設の事業（注2）

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ハ 個々の政府開発援助

(イ) 無償の資金供与による協力（注3）

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 有償の資金供与による協力（注4）

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ニ 規制の新設等を目的とする政策（注5、6）

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

注1：人文科学のみに係るものを除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び2号参照）。

注2：施設の維持又は修繕に係る事業を除く（令第3条第3号及び4号参照）。

注3：条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。

注4：資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、国際

協力銀行法（平成１１年法律第３５号）第２３条第２項第１号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第３条第５号参照）。

注５：規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」（平成１９年総務省令第９５号。以下「規則」という。）第１条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第３条６号参照）。

注６：規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第２条で定める変更を除く（令第３条６号参照）。

（２）上記（１）の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

イ 予算要求又は財政投融资資金要求（以下「予算要求等」という。）を伴う新たな政策（ロに掲げるものを除く。）であって、重点的な施策とするもの又は１０億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。

① 政策の決定を伴わないもの

② 政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものの

③ 補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

ロ 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

2 事前評価の方法

事前評価は、事業評価方式を基本とする。

3 事前評価の実施

（１）事前評価の対象とする政策の担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）は、当該政策に係る部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第１０条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、規制の新設等については政策統括官付参事官室をいう。以下同じ。）及び政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）に提出する。

（２）査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求等、規制の新設等に反映させる。

（３）政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等

を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、組織・定員要求に関するものについては厚生労働省組織・定員要求にあわせて、予算要求等に関するものについては厚生労働省予算概算要求にあわせて、規制の新設等に関するもののうち、法律の制定又は改廃によるものについては法律案の国会提出にあわせて、政令の制定又は改廃によるものについては行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）にあわせて速やかに公表する。

4 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策

（1）政策体系に基づき対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下の（2）から（7）に掲げるものを除き、厚生労働行政全般について、次のとおり定める。

イ 政策体系の設定等

（イ）政策体系の設定

厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したものを政策体系とする。基本目標及び施策目標については別紙1のとおり定め、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業については、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下「実施計画」という。）において定める。

（ロ）評価予定表の設定

政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したものを評価予定表とする。評価予定表については、実施計画において定める。

（ハ）政策体系及び評価予定表の見直し

担当部局等は、各年度の終了時における事後評価の評価結果等を踏まえ、必要に応じて政策体系及び評価予定表の見直しを行う。この場

合において、達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める。

ロ 事後評価の対象とする政策の決定

政策体系に基づき事後評価の対象とする政策の評価は、評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。

① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

② 重点評価課題として評価を行う場合

事後評価の対象とする政策のうち、特に重点的に評価を行うべきものを重点評価課題とする。

重点評価課題は、政策体系の施策目標について、次のいずれかに該当し、評価を実施すべき時期を考慮して選定する。

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策

c 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされたもの

(3) 個々の公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成16年7月12日健発第0712003号)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの

(4) 事前評価を実施した政策

イ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの

ロ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策

(6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業

(7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

2 事後評価の方法

事後評価は、1(1)ロ①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、同③、1(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、1(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評

価方式を基本とし、事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択するものとする。

3 事後評価の実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局等は、各年度開始後速やかに、施策目標の指標及び事前評価の際に設定した評価指標につき、前年度までの進捗状況を把握（モニタリング）する。

（１）実績評価方式による評価

イ 担当部局等は、評価対象政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。

ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

（２）総合評価方式による評価

イ 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等としてとりまとめ、評価実施後適切な時期に政策評価官室に提出する。

ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。

ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

（３）事業評価方式による評価

上記（１）に準じて評価を実施する。

4 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成１０年法律第１０３号。以下４において「基本法」という。）第１６条第６項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標（以下４において「目標」という。）の設定及び目標に対する実績の評価（以下４において「実績評価」という。）について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

（１）目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局（基本法第１６条第６項に規定する実施庁の

長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下４において同じ。）は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成１３年３月３０日厚生労働事務次官依命通達）に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

（２）実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

第８ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

１ 基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

２ 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

イ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更

ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第９ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用すること。
- (2) 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用すること。
- (3) 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図ること。

2 反映状況の報告及び公表

担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表すること。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表するものとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第58号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。また、政策評価担当窓口を別紙2のとおり定める。

- (1) 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策につい

て評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。

(2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求等及び規制の新設等に適切に反映する。

(3) 政策評価官室は、以下のような事務を行う。

- ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
- ② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
- ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」（以下「関係課長会議」という。）を設け、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整する。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議（再掲）

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

(1) 政策評価官室は、担当部局等が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。また、担当部局等は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

(2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図るものとする。特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価

結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

- (3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むものとする。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図るものとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要な専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図るものとする。

4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5 実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び厚生労働省における政策評価実施要領によるものとする。

政策体系（基本目標及び施策目標）

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
X II	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

- 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
- 1-2 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

- 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
- 2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

- 3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること
- 3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

- 4-1 政策医療を向上・均てん化させること

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

- 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
- 5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
- 5-3 適正な移植医療を推進すること
- 5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

- 6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
- 6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
- 6-3 医薬品の適正使用を推進すること

施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

- 7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

- 8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

- 9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること
- 9-2 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること
- 9-3 医薬品・医療機器の流通改善等を図ること

施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

- 10-1 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

施策目標11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 11-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策目標12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 12-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
- 12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 12-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)
- 12-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標4を参照)
- 12-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策目標13 健康危機管理を推進すること

- 13-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
- 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策目標5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

- 7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 労働市場のインフラを充実すること

1-1 労働市場のインフラを充実すること

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと

施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

2-4 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

3-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

施策目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること

4-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること

5-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

3-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

3-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

3-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること
- 1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること

施策目標2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
- 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること
- 1-2 二国間等の国際協力を推進すること

施策目標2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)

- 2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)
- 2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
- 2-3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
- 2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標1 国立試験研究機関の体制を整備すること

- 1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)

- 3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-1を参照)
- 3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-2を参照)
- 3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標9-1を参照)
- 3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標12-2を参照)
- 3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標ⅩⅠ 施策目標3 施策目標1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

- 1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

- 2-1 医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標3-1を参照)
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標11-1を参照)
- 2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅸ 施策目標3-2を参照)

施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ 施策目標4-1を参照)
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ 施策目標1-1を参照)
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ 施策目標1-1を参照)

政策評価担当窓口

1 政策評価全般の窓口

政策統括官付政策評価官室

2 個別施策の政策評価の窓口

局・部等	窓口課等
大臣官房	人事課 総務課 会計課 地方課 国際課 厚生科学課 統計情報部企画課
医政局	総務課
健康局	総務課
医薬食品局 食品安全部	総務課 企画情報課
労働基準局	総務課
職業安定局 高齢・障害者雇用対策部	雇用政策課 企画課
職業能力開発局	総務課
雇用均等・児童家庭局	総務課
社会・援護局 障害保健福祉部	総務課 援護企画課 企画課
老健局	総務課
保険局	総務課
年金局	総務課
政策統括官付	社会保障担当参事官室 労働政策担当参事官室 劳政担当参事官室
社会保険庁	総務部総務課
中央労働委員会	総務課